

## 「小諸市こども計画【案】」に対するパブリックコメントの実施結果

### 1 実施概要

#### (1) 募集期間

令和7年2月3日(月)から令和7年3月4日(火)まで

#### (2) 計画案の公表方法

①小諸市のホームページへの掲載

②小諸市役所(1階展示情報コーナー、こども家庭支援課窓口)、市立小諸図書館、小諸市文化センターに閲覧用として設置

#### (3) 意見募集の方法

①直接持参

②郵送

③ファックス

④電子メール

### 2 意見募集の結果

#### (1) 意見等の提出者

3名

#### (2) 意見等の件数

44件

#### (3) 提出の内訳

①直接持参 1名

②郵送 0名

③ファックス 0名

④電子メール 2名

#### (4) 提出された意見等の概要とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

# 小諸市こども計画に係るパブリックコメントの意見及び市の考え方について

NO	項目	頁	意見の内容	市の考え方
1	第1章 計画の概要	2	今回の「子ども計画」が作成されることになった原点に「国連・子どもの権利条約」があると思うのだけれど、なぜ「子ども基本法」を作ることになったのか、その経過に「国連・子どもの権利条約」があることを明記した方が良いと思う。 課題の大前提として「国連・子どもの権利条約」があるということをしっかり位置づけた方がよいのではないか。	ご意見を受け、「(2)「こども計画」として、総合的な推進」に、こども基本法が日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり制定された旨やこども基本法の基本理念を追記します。
2	第2章 本市のこどもを取り巻く現状	6-7	(1)人口の推移、出生数の推移は、市が予想していた数値と比べて減少が早まっているのか、それとも減少は押さえられているのか知りたいです。移住された方、また外国籍の方がどの程度の人数となっているのかについても触れてほしいです。	本市の第5次基本構想において、本市の目標人口は、令和2(2020)年に40,695人、令和7(2025)に38,985人としています。合計特殊出生率は、令和2(2020)年に1.6を目標としています。  令和2(2020)年時点の総務省「国勢調査」の人口は、40,991人と目標人口を上回っています(令和6(2024)年10月の長野県「毎月人口異動調査」では総人口は40,406人となっています【推計値のため参考】)。また、合計特殊出生率の最新値は1.6(H30~R4)であり、本市の目標人口に近い水準で推移している状況です。しかしながら、令和5(2023)年の出生数が206人と大きく減少していることから、今後想定以上に少子化が進むと考えられ、人口動向を注視するとともに、少子化対策、子育て支援の充実を図ってまいります。  移住者(転入数)、外国籍住民数に関しては、増加傾向にあります。統計上、子ども・若者以外も含む数値となっており、計画への掲載は割愛しますが、移住者や外国籍住民の子ども・若者、子育て家庭には相談支援等、必要な支援を行ってまいります。
3		13	・図表15は2023年度までの不登校児童・生徒数。ここで不登校(登校拒否)は年間の欠席日数が30日以上が対象であることを明記しておいた方がよい。30日以上欠席している児童・生徒の他に、長期欠席児童・生徒はどのように推移しているのかも知りたい。 ・図表16は2022年度までの数値。2023年度の数値も加えた方が、より現状の理解を得られると思う。	
4	第2章 図表15、16	13	「不登校児童・生徒の割合(1000人あたり数)で全国と比較すると、中学校では、小諸市は全国より高い水準で推移していましたが、令和4年度では同程度となっています。小学校では、概ね全国と同じ水準で推移しています。」とありますが、令和6年度の不登校児童の割合(1000人あたり数)は21.4人、不登校生徒の割合(1000人あたり数)は67.1人です。令和4年度は同程度でしたが、令和5年度になると小学校・中学校共に全国の割合より高くなっています。特に小学校では全国の21.4人に対し、小諸市31.1人と高くなっています。図表16不登校児童・生徒数の推移(全国比較)に令和5年度値を加え、不登校児童が増えた理由と支援策について改めてお考えいただけませんか。	ご意見を受け、不登校の「年間の欠席日数が30日以上が対象であること」という定義を追加しております。 また、図表16に令和5(2023)年のデータを追加しております。 令和5(2023)年の増加要因及び支援策について、研究を行っております。

## 小諸市こども計画に係るパブリックコメントの意見及び市の考え方について

NO	項目	頁	意見の内容	市の考え方
5	第2章 図表19	14	児童扶養手当は「2人親で一定水準以下」の家族には支給されるのでしょうか。	児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当となっています。 ※両親いずれかが重度の障がいの場合は所得制限はありますが、児童扶養手当を受給できる場合があります。
6	第2章 6. こどもに関する本市の課題	19-20	「こども計画」全体に関わることでありますが、文章の多くに『健やかな』ということばが数多く使われています。この言葉がなくても十分伝わると思うのですが、あえて『健やかな』を使用する意味あいは何なのでしょう。	基本理念において「子ども・若者の健やかな成長」を掲げており、その実現に向けて各種取組みを行っていくため、健やかという表現を用いています。
7		19	なぜ「家庭を持つまでの間」と家庭を持つのが当たり前と受け取られるような書き方なのか。削除してもいいと思う。「子どもを持つことをためらう」の「もつ」という表現ではなく「子どもを産み・育てることをためらう」と変えたらどうでしょうか。	ご意見を受け、以下のとおり、文言を修正いたします。 「子ども・若者が心身ともに成長するなかで、直面している問題等」
8	第2章 6. こどもに関する本市の課題	19	「環境づくり」の前提となる「国連・子どもの権利条約」や「子ども基本法」など、子どもに関わる法律条例などの周知、学びは欠かせないと思います。合わせて小諸市においても「子どもの権利条約」を作っていくことを加えてほしいと思います。	子どもに関わる法律条例などの周知・学びは重要と捉えており、1-1-1の事業に盛り込んでおりますので、参照ください。 小諸市における子どもの権利条例の制定につきましては、他市の状況を参考にしながら研究してまいります。
9	(1) 子ども・若者が社会で生きていく意思や力を育てる環境づくり	19	「支援が得られるような支援をしていく」とあるのですが意味がよく分かりません。	ご意見を受け、以下のとおり、修正いたします。 「～支援をしていくことが求められます」
10		19-20	(1) (2) は□の文章が「重要です」「必要です」に対して (3) は「求められています」となっている違いはあるのでしょうか。	今後必要な取組みを記載した文末表現は、前段とのつながりがよくなるよう、見直してまいります。
11		19	(1) ①に「包括的性教育を行うこと」を加えて、子ども若者の人権意識を含めて取り組むことが大切なことだと思います。	大切なことであると認識しておりますが、ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
12		21	②「経済的困窮・・・子育て家庭・・・」とありますが、子育て家庭に限らず家庭を持っていなくても社会から孤立してしまう子ども・若者もいることを明記してほしいです。	ご意見を受け、「子ども・若者、子育て家庭」に修正いたします。
13	第3章 1. 基本理念	21	①～③に加えて、市単独で社会を実現することはできないことなので「県や国に対しても、子ども・若者支援に関わる施策について意見・要望をあげていく取り組みを行う」ことをやってほしいです。	ご意見を受け、県や国との連携は、「第6章 計画の推進と進捗管理」の「(1) 推進にあたっての考え方」に以下のとおり、追記します。 ③国や県との連携 国や長野県との連携も密にし、社会・経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

## 小諸市こども計画に係るパブリックコメントの意見及び市の考え方について

NO	項目	頁	意見の内容	市の考え方
14	第3章 2. 基本目標	22	<p>・「困難を抱える子ども・家庭…」を「子ども・若者・家庭」としたらどうでしょうか。</p> <p>・「問題」ということばが3ヶ所で使われていますが「困難」と統一したらどうでしょうか。</p>	<p>ご意見を受け、「困難を抱える子ども・家庭…」 「困難を抱える子ども・若者、子育て家庭」に文言を変更するとともに、問題は「困難」という表現に修正いたします。</p>
15	基本施策1-1	26	<p>冒頭の部分で「生き方を選ぶ権利」というのではなく「生きる権利」ではないかと思う。「選ぶ」ということは、いかにも主体的というイメージを持たせるようで、実は「自己責任」ということが裏にあるように感じるからです。</p>	<p>ご意見を受け、以下のとおり、修正いたします。</p> <p>子どもは権利主体であり、差別がないこと、子どもにとって最善であること、命を守られ成長できること、子どもの意見の尊重などの権利をもつことを、社会全体として共有できるよう、教育・啓発に取り組みます。</p>
16	1-1-2 子ども・若者の活躍機会づくり	26	<p>「意見ひろばを実施」とあるが、具体的なイメージが見えない。</p>	<p>計画策定にあたり、子ども・若者の意見を聴取するため、計画の資料編にあるとおり、Webフォームによる子ども・若者の意見聴取やワークショップによる意見聴取を行いました。次年度以降も引き続き、実施していきたいと考えています。</p>
17	1-1-2 子ども・若者の活躍機会づくり	26	<p>「子どもまん中社会」であるなら、子どもの意見、表現を保障することが必要であることも加えてほしいです。</p>	<p>意見ひろばなど、様々な方法で子どもの意見収集及び表明できる機会をつくり、寄せられた声を施策に活かしてまいります。</p>
18	基本施策1-2	27-28	<p>冒頭の部分に関わって。今の子どもたちは「子ども期を奪われている」と言われています。就学前の子どもはもちろん、「子ども期に十分に子ども期を過ごすこと」が、その後の学童期、思春期、青年期の基盤となることを今とても大切にしないといけないと思っています。「子ども期」に必要な「遊び」を十分に保障することを加えてほしい。</p>	<p>子ども期の遊び、体験機会の充実は大切と捉えており、1-2-2に以下のとおり、追記します。</p> <p>「学力・体力・道徳心向上のために、各園、小学校低学年で運動遊びを取り入れ、心身ともに健やかに成長するための支援を実施します。」</p>
19	1-2-1 学童期の健やかな成長の支援	27	<p>「望ましい食事」とは何でしょうか。</p> <p>・子どもたちの「食」の実態を把握することから食育は始まると思います。</p>	<p>給食は、栄養士が栄養バランスを考え、献立を考えており、家庭での参考にさせていただけるような機会を作っていきたいと考えています。</p>
20	1-2-1 学童期の健やかな成長の支援	27	<p>・学校給食は子どもにとって学ぶための「権利」としてとらえることが大事ではないか。当然給食費を無償とすることも明記してほしい</p>	<p>・給食費の無償化には、国のサポートと十分な財源の確保が課題となります。引き続き、本市が誇る安全、安心で心のこもったおいしい給食を安定して提供していくことを大前提に、国の動きを注視してまいりたいと考えております。</p>

小諸市こども計画に係るパブリックコメントの意見及び市の考え方について

NO	項目	頁	意見の内容	市の考え方
21	1-2-1 学童期の健やかな成長の支援	27	「SOSの出し方」については以前から言われているが、その成果をどう見ているのか、課題は何かをはっきりしてほしい。（いじめも不登校も増加傾向を示していることをふまえて）	市内の中学校2校に対しSOSの出し方授業として保健師が出向き、授業を実施しています。授業では、自らが大切な存在であることに加え、困ったときに一人で抱え込まず、信頼できる第三者にSOSを求めてよいこと、SOSを出すためにいろいろな相談窓口があることを知ってもらうために、様々な専門の相談窓口を掲載した市独自のクリアファイルを配布し、授業を行っています。授業を受けた生徒から、「自分だけでなく周りも悩みを持っていることが分かった」、「困ったら相談してもいいと感じた」、また「困っていそうな友達がいたら自分も声をかけていきたい」という感想を聞くことができました。子どものSOSのサインだけでなく、成長段階にあるすべての子どもの声を聴くことは難しいことであるとも認識しております。子どもに関わる支援者がこのことについて認識を深め、子どもの声を聴き、子どもに話してもらうこと、また、普段から声が聞かれにくい、または、出しにくい状況に置かれている可能性がある子どもがいることを理解した対応が必要であると考えてます。
22		27	「相談体制の充実」というけれど、「相談」だけでなく「救済」する機関（独立した権限をもつもの）がなくては実際に解決に動いていけないと思うので、そのことも明記してほしい。	「相談」だけでなく「救済」する機関（独立した権限をもつもの）を設けることは、様々な法律等がある中で、困難と考えます。こども家庭センターとして、相談体制を充実させ、関係機関と連携し、切れ目なく支援を実施していきます。
23	1-2-2 適切な学びや多様な体験の機会づくり	28	「多様な学びの実現」とはイメージが持てません。また「義務教育学校」「小中一貫教育」が言われているが、市民の間での合意形成ができているとは思えないし、「多様な学びの実現」との関連もよくわかりません。ここは少し立ち止まって考え直すことをしてほしいです。	今学校では、通常の学級において特別の配慮が必要な児童生徒、特別支援学級や通級指導教室、日本語教室での指導を必要とする児童生徒など、個別の状況に応じた学びが求められています。小中の垣根を超えて9年間を貫く切れ目のない指導や支援、人材を一校に集中させることで、弾力的な教職員配置や教科担任制など、多様な学びへの対応が可能となります。
24		28	「国語教育」の大切さはよく分かります。「英語教育」よりもこちらの方がが必要です。ただ、外国籍の子ども、日本語以外を母国語とする子どもたちへの支援にも力を入れてほしい。	外国籍の子ども、日本語以外を母国語とする子どもたちへの支援に関しては、2-2-2の記載のとおり、支援を行ってまいります。
25		28	「学校教育における人材育成」の意味がよくわかりません。「勤務環境の改善」はつまり「働き方改革」のことだと思うのですが、その点の実施内容がよくわかりません。	「学校教育における専門的な人材の配置・資質向上、勤務環境改善」に修正します。
26		28	ジェンダー教育において「包括的性教育」に取り組むことを明記してほしい。	大切なことであると認識しておりますが、ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
27		28	「子どもの視点に立った読書活動」とは何のことかよくわかりません。	ご意見を受け、以下のとおり、修正します。 「子どもの視点に立ち、読書活動を支援します」
28		28	「経済的困難を抱えている子ども」だけではなく、学習支援を必要としている子どもたちについてもふれてほしい。「無料の学習支援（学習の習慣づけ等）」とあるが、（）のことは必要ないと思う。	ご意見を受け、（学習の習慣づけ等）を削除します。

## 小諸市こども計画に係るパブリックコメントの意見及び市の考え方について

NO	項目	頁	意見の内容	市の考え方
29	1-2-2 適切な学びや多様な体験の機会づくり	28	授業に関して私の経験から考えると、何故この授業を受けるのか、これを学ぶと何の問題点に解決を導けるのか 本格的に授業を始める前に3時間かけて先生と子ども達でディスカッションすると子ども達の授業を受けたい動機付けになるのではと考えます	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 子どもの主体性を育む授業、子ども同士で学び合う授業への転換を目指し、「対話と協働の学び」の充実を図っていきます。
30	基本施策1-3のリード文	29	「結婚をサポートする」のであれば、まずは「選択的夫婦別姓」「同性婚」についても市としてしっかり取り組んでほしい。(国の動向を伺うのではなく、それよりも早くすすめてほしい) いかにも「結婚」することが当たり前ともとらえかねないような雰囲気を感じる文章だと思います。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
31	1-4-1 様々な困りごとに対応できる相談窓口の拡充	30	「母子保健」とあるが、少ないかもしれないが「父子家庭」への対応についても触れてほしい。	母子保健は、産前・産後の母性保健と小児保健のことを指しています。「父子家庭」への支援については、【基本施策】2-1に記載のとおりです。
32	1-4-1 様々な困りごとに対応できる相談窓口の拡充	30	(子どもセンター)は「こもロッジ」のことでしょうか。	ご質問のとおりです。子どもセンター「こもロッジ」と、わかりやすい表記に修正します。
33	1-4-2 子育てや子どもの成長を地域で後押しする仕組み	30	①「児童との関わり方」というより「子ども・若者との関わり方」としたらどうでしょうか。そこに続く文章で「保護者及びその児童に対し」とありますがこの文章の意味がよくわかりません。居場所づくりを「検討します」ではなく「居場所づくりを進めます」とはっきり明記してほしい。	活用を検討しているプログラムは、早期に実施することで親子の関係性や子どもの育ち等への効果を期待するものであることから、児童の記載は現状のままとし、「児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うプログラムを実施し、児童との関わり方や子育ての悩みや不安を抱えている保護者及びその児童を支援します。」に修正いたします。 居場所づくりについては、施設を増やすことだけでなく、アンケート結果も踏まえ「ほっとできる居場所」が増えるよう支援することも含めております。については、子育て支援団体等との連携を取り、一人一人にあった居場所が増えるよう「地域における居場所づくりを、支援団体等と連携し進めます」に修正いたします。
34		30	最後にコモテラスのピアノ 若者が弾きやすい雰囲気を作ってあげてください	より一層多くの方に弾いていただける環境づくりに努めてまいります。
35	1-4-3 子どもが安心して暮らせる都市基盤整備	31	小諸市に住んで15年になります。 姪っ子などに行った南城公園のプールが無くなったのは残念でなりません。 東御市の中央公園の様な、しっかり整備されていて、走り回っても安心していられる場所が小諸市は少ないと思います。 南城公園もアレチウリが覆っていて残念です。 安全で綺麗な遊び場所は親子の要望の大きいところです。	公園施設等の適切な維持管理による施設の整備、機能の保全を行い、安全で快適な利用ができるように努めてまいります。
36		31	通学路も同様にサビた金網や歩道を覆っている雑草を感受性豊かな学生達に見せておくべき環境では無いと感じます	定期的な通学路合同点検を実施し、通学路要対策箇所の歩道整備等の安全対策を実施しています。 除草について、市が全ての通学路を実施することは、困難な状況です。地域協働による道ぶしんクリーン事業の実施により、地域の方と連携し、適切な道路の維持管理に努めてまいります。

小諸市こども計画に係るパブリックコメントの意見及び市の考え方について

NO	項目	頁	意見の内容	市の考え方
37	2-1-1 困窮家庭、ひとり親家庭等への経済的支援	33	いわゆる「育休退園」はやめることを明記してほしい。	保護者の子育てに対する支援ニーズの多様化や、さらに3歳以上児については、保育所において友達と様々な経験をしながら集団生活を過ごすことにより、心身の成長につながる機会となることも認識していますので、3歳以上のお子さんについては、育休退園は廃止します。3歳未満のお子さんについては、十分な保育士の確保ができない状況のため、育児休業の対象の子が満1歳に達する年度末まで入園を継続できるように緩和いたします。
38		33	医療費について「18才以下は窓口負担0」こそ今すぐに進めてほしい。	医療費の窓口負担を無償化することの影響として、過剰受診が増加する懸念があり、このことにより、医療費の増加や医師の働き方改革を進めていく中、医療現場の負担が増加し、ひいては医療体制全体への影響にもつながります。また一方では、自己負担を求めることは受診抑制につながり、特に低所得世帯においては、受診抑制が治療の遅れを招くことも考えられますので、完全無償化の実施について、市の財政状況及び県内の実施状況等を踏まえ、検討を重ねながら総合的に判断したいと考えております。
39	2-2-1 障がい・発達特性のある子ども・家庭への支援	35	障がいのある子どもたちのために放課後デイサービスの実態はどのようになっていますか。	小諸市内で放課後等デイサービスを実施いただいている事業者は4箇所あります。利用希望者が増えていることは承知しておりますが、事業者と連携し、サービス提供が実施できるよう努めてまいります。
40	2-2-2 外国にルーツのある家庭・子どもへの支援	35	外国のルーツにある家庭・子どもに対して「日本語」でのコミュニケーションだけでなく、母語で話せる方を通してのコミュニケーションも大切にしてほしい。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
41	2-2-3 ひきこもりの予防と自立支援	35	不登校の増加への対策は「命の問題」ととらえて教育支援センターだけでは、支援が必要だと思う。「健全な」ということは当事者を苦しめることばです。	文章の先頭に「各学校と連携を取りながら」を追加します。「健全な」という言葉は受け取り手によっては不登校＝「不健全」を想起させ、誤解が生じる可能性のある言葉のため、「健全な育成支援」を「体験活動」に文言を変更します。
42	3-1-2 教育・保育サービスの充実	39	様々なところで「保育士確保に努め」とあります。ここ数年、保育士の新規採用を増やしているのは存じておりますが、保育士確保には新規採用だけでなく働き続けてもらうことも大切だと思います。市では会計年度任用職員として働く保育士が正規職員より多くいます。経験豊富な保育士が安心して長く働き続けられるよう、会計年度任用職員から正規職員への転換制度を設けるのはどうでしょうか。	正規職員の採用の際は、社会人経験枠を設けており、既に実施しています。
43	第5章 放課後児童健全育成事業	53	1. 児童クラブは、保護者が就労等により、放課後保育に欠ける児童に対し保護者に代わり 健全な育成を図るために保育を行う施設で、現在は、坂の上クラブ、野岸クラブ、ちくま キッズクラブで実施しています」とありますが、児童館の延長利用も「それぞれの児童館が設置されている区域の小学校に通学する低学年の児童で、保護者の就労等により保育に欠けると認められる者については申請により時間を延長して有料で利用できます。」とあり、放課後児童クラブと同じ目的を果たしていると考えられる。今回の計画には、児童館の記載がないがそれはなぜです。	地域子ども・子育て支援事業の「放課後児童健全育成事業」に該当する児童クラブの量の見込み等を掲載しています。児童館は、子どもの場所としては重要な場所であり、1-4-2子育てや子どもの成長を地域で後押しする取組みに追記します。

## 小諸市こども計画に係るパブリックコメントの意見及び市の考え方について

NO	項目	頁	意見の内容	市の考え方
44	第5章 放課後児童健全育 成事業	53	<p>「令和2～6年度における最大値に対応できる量を見込み、今後も既存施設で事業を継続して実施していきます。なお、令和10年度に芦原新校の開校が予定されているため、開校に併せた放課後児童クラブの設置、運営等については今後検討していきます」とありますが、芦原新校には現在の坂の上クラブ、ちくまキッズクラブに加え、水明児童館とともロッジ利用者が通うことになると考えられます。見込みとして94人は妥当でしょうか。また、高学年も希望すれば児童クラブを利用できるだけの定員になるのでしょうか</p>	<p>記載のとおりです。 芦原新校における児童の放課後の居場所づくりの方針が決定次第、見直しを行います。</p>